

健康保険証の廃止とマイナ保険証について

現行の健康保険証は令和6年12月2日から廃止され、今後はマイナンバーカードに健康保険情報を紐づけた「マイナ保険証」を使用することとなります。

● マイナ保険証のメリット

医療費を節約(初診料)

紙の保険証よりも皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約できます。

⇒自己負担も低くなります。

手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

⇒役場などでの手続きを省略できます。

より良い医療を受けられる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることが出来ます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうことも可能に。

⇒複数の病院に通院している場合、似た効果のお薬の重複処方方が防げます。



！ マイナ保険証の登録をしたい場合

健康保険証利用の登録方法は3通り、

- ①スマートフォンから
- ②医療機関・薬局の窓口に設置された顔認証付きカードリーダーで
- ③セブン銀行ATMで

マイナ保険証を持っていない場合

マイナ保険証を保有していない方には、お手元にある保険証が使えなくなる前に「資格確認書」が交付され、引き続き医療を受けることができます。

(マイナ保険証を紛失等した場合は、申請することで「資格確認書」が交付されます。)

保険税(料)の滞納が続いている場合

保険税(料)を滞納している世帯主が、町がおこなう保険税(料)の納付の勧奨、相談の機会の確保などの取り組みをおこなってもなお当該保険料を納付しない場合などにおいては、従来の給付等に代えて、特別療養費*を支給することとなります。

※特別療養費とは…医療費を全額負担(10割負担)し、申請により一部負担金(自己負担額)を除いた療養費の払い戻しを受けること。